## 南部 • 東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 平成27年6月17日 (水) 10:02~11:19

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

国中 憲治 委員長

田中 惟允 副委員長

亀田 忠彦 委員

岡 史朗 委員

松尾 勇臣 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 辻本 南部東部振興監

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

## 議事

- (1) 平成27年度主要施策の概要について
- (2) 6月定例県議会提出予定議案について
- (3) その他

## <会議の経過>

**〇国中委員長** ただいまより、南部・東部地域振興対策特別委員会を開会いたします。 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

私、国中と田中を、さきの臨時議会で、当委員会の委員長、副委員長に選出していただきました。委員会運営、円滑のためにも、委員の皆さん、そしてまた理事者の皆さん方の絶大なるご支援、ご協力をお願いして、簡単粗辞でありますけれども、就任のご挨拶にかえたいと思います。本日はどうもご苦労さまです。よろしくお願いします。

続いて、委員会構成がなされて初めての委員会ですので、委員より自己紹介をお願い

します。

なお、本日は秋本委員は少しおくれるという連絡が入っておりますので、よろしくお 願いします。

- 〇川口(正)委員 川口です、よろしく。
- **〇山本委員** 山本です。よろしくお願いします。
- **〇太田委員** 太田です。よろしくお願いします。
- **〇岡委員** 岡です。よろしくお願いします。
- **〇亀田委員** 亀田です。よろしくお願いいたします。
- **〇田中副委員長** 田中です。どうぞよろしく。
- **〇国中委員長** 理事者において、堀内まちづくり推進局次長が欠席されております。か わりに、本村地域デザイン推進課長が出席されておりますので、ご了承願います。

次に、事務局の紹介をしていただきます。事務局長の自己紹介の後、担当書記の紹介 をお願いします。

- **○芝池事務局長** 議会事務局長の芝池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 次に、当委員会の担当書記を紹介いたします。反田書記でございます。
- **○反田書記** よろしくお願いいたします。
- ○芝池事務局長 戸澤書記でございます。
- **〇戸澤書記** よろしくお願いいたします。
- **○芝池事務局長** どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇国中委員長** 次に、理事者の紹介をお願いします。なお、出席を求める理事者については、去る5月22日の正副委員長会議でお手元に配付のとおり決定されております。

それでは、南部東部振興監、農林部長、県土マネジメント部長の順に、自己紹介の後、 関係次長等、課長、室長のご紹介をお願いします。

**〇辻本南部東部振興監** 南部東部振興監の辻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

南部東部振興担当の課長を紹介いたします。

まず、北村南部東部振興課長でございます。

- **〇北村南部東部振興課長** 北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇辻本南部東部振興監** 福野移住・交流推進室長でございます。
- ○福野移住・交流推進室長 福野です。よろしくお願いします。

- **〇辻本南部東部振興監** どうぞよろしくお願いします。
- **〇国中委員長** 途中ですが、おくれて来ましたので自己紹介だけお願いします。
- **〇秋本委員** 秋本でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇福谷農林部長** 農林部長の福谷でございます。どうかよろしくお願いいたします。 続きまして、農林部の出席者を紹介いたします。馬場農林部次長でございます。
- **〇馬場農林部次長(林務担当)** 馬場と申します。よろしくお願いします。
- ○福谷農林部長 熊澤林業振興課長でございます。
- **〇熊澤林業振興課長** 熊澤でございます。よろしくお願いいたします。
- ○福谷農林部長 中村奈良の木ブランド課長でございます。
- **〇中村奈良の木ブランド課長** 中村でございます。よろしくお願いします。
- ○福谷農林部長 伊賀森林整備課長でございます。
- **〇伊賀森林整備課長** 伊賀でございます。よろしくお願いします。
- ○福谷農林部長 以上、農林部出席者でございます。よろしくお願いをいたします。
- **〇加藤県土マネジメント部長** 県土マネジメント部長の加藤でございます。どうぞよろ しくお願いいたします。

それでは、県土マネジメント部の職員を紹介いたします。今年度から新たに理事とい うポストをいただいております。県土マネジメント部理事の水本でございます。

- **〇水本県土マネジメント部理事** 水本です。よろしくお願いします。
- **〇加藤県土マネジメント部長** 県土マネジメント部次長、技術担当の荒でございます。
- **〇荒県土マネジメント部次長(技術担当)** 荒でございます。よろしくお願いします。
- **〇加藤県土マネジメント部長** また、県土マネジメント部理事とあわせまして、今年度 から道路政策官と河川政策官という新しいポストをいただいております。道路政策官、 道路建設課長事務取扱の森本でございます。
- **〇森本道路政策官(道路建設課長事務取扱)** 森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇加藤県土マネジメント部長** 河川政策官、河川課長事務取扱の平岡でございます。
- 〇平岡政策官(河川課長事務取扱) 平岡です。よろしくお願いします。
- **〇加藤県土マネジメント部長** 道路管理課長の高木でございます。
- **〇高木道路管理課長** 高木でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇加藤県土マネジメント部長** 昨年度まで深層崩壊対策室でしたけれども、砂防課とあ

わせて、今年度から砂防・災害対策課という形で新たなスタートを切っております。砂 防・災害対策課長の城ヶ崎でございます。

- ○城ヶ崎砂防・災害対策課長 城ヶ崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇加藤県土マネジメント部長** 地域デザイン推進課長の本村でございます。
- **〇本村地域デザイン推進課長** 本村です。よろしくお願いします。
- **〇加藤県土マネジメント部長** 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇国中委員長** 次に、委員会の運営についてですが、お手元に「特別委員会の設置等に 関する申し合わせ」を配付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

なお、この申し合わせでは、調査期間終了時に、その成果を本会議で報告すること、 及び委員間討議の方法による議論を行うこととなっております。

それでは、お手元に配付しております「南部・東部地域振興対策特別委員会の運営について」を説明いたします。

1つは、1の所管事項及び調査・審査事務については、まず当委員会の所管事項として、南部・東部地域の振興に関すること、そして、調査並びに審査事務は、1は南部振興基本計画について、同じく2として、東部振興基本計画についてとなっております。 今後、議論を深めていただき、課題等を絞り込んでまいりたいと考えております。

次に、2の委員会の運営についてですが、平成29年6月定例会までに、調査・審査 の成果をまとめることとして、委員間討議による議論を行いながら、必要に応じて委員 のみによる委員会も開催してまいりたいと考えているところであります。

3の当面のスケジュールですが、今年度のおおむねの予定を入れております。それに 沿って委員会運営を行い、平成28年6月定例会には、中間報告を行いたいと考えてお りますので、よろしくお願いします。

ただいまの説明について、何かご意見はありませんか。よろしいですか。

それでは、特に意見がないということですので、当委員会は、説明したとおり調査並 びに審査において、委員間討議の時間もとりながら進めてまいりたいと思います。

また、事務分掌表、新規事業の内容、事業実施予定箇所資料をお手元に配付しておりますのでお目通しをお願いしておきます。

それでは、案件に入ります。平成27年度主要施策の概要について、南部東部振興監、 農林部長、県土マネジメント部長の順に説明をお願いします。

○辻本南部東部振興監 南部東部振興監所管の主な事業について、資料「平成27年度

一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」で説明いたします。

12ページ、南部地域・東部地域の振興の1訪れてみたくなる地域づくりの(1)魅力を発見する、創るです。新規事業の南部・東部振興基本計画推進事業では、平成27年3月に策定した両基本計画の進捗管理等を行ってまいります。なお、お手元には、基本計画の概要版を配付しております。2段目以降の各事業によって、地域の魅力の発見、創出のための取り組みに対する支援等を行ってまいりたいと考えております。

13ページ、(2)知ってもらうです。奥大和プロモーション事業では、大手旅行雑誌じゃらんや大手宿泊サイト、じゃらんnet、あるいは楽天トラベルへの情報の掲載によって、県南部・東部地域を総称する奥大和地域のプロモーションを行ってまいります。

(3) 訪れてもらう、体験してもらうの南部・東部地域での特色あるイベント開催事業では、記載のとおり、トレイルランニングイベント、あるいは野外音楽フェスティバル、アートイベント等、南部・東部地域の特色を生かしたイベントを実施し、地域を訪れてもらう機会を創出します。

14ページのおもてなしによる交流促進事業では、おもてなし意識の向上によるリピーターづくりを目的に、旅館経営者、市町村職員等を対象としたワークショップ、セミナー形式の旅づくり塾を開催します。

スポーツ・文化活動による交流促進事業では、新たにプロスポーツ選手の自主トレーニングやスポーツ実業団チームの合宿を誘致するとともに、南部・東部地域での部活動合宿等の宿泊経費に対して補助をします。

次に、18ページの(4)移り住んでもらうです。移住促進事業では、移住や二地域居住を考えておられる方々に、移住先として、本県の南部・東部地域を認識していただくために、ホームページ等による移住情報の発信、移住セミナー、体験ツアー等を実施します。さらに、地域での受け入れ体制の環境を整えるために、移住・二地域居住に関する取り組みを紹介する奥大和ジャーナルを制作し、南部・東部地域の各家庭に配付します。また、シェアハウスやチャレンジショップ等、空き家や廃校等を活用した移住者のための拠点施設を整備する市町村に対して補助してまいります。

新規事業の(仮称)ふるさと創生協力隊設置事業では、地域おこし協力隊の制度を活用し、移住コンシェルジュなど複数の市町村にまたがる広域的な地域振興活動に従事す

る人材を採用し、配置してまいりたいと考えております。以上です。

○福谷農林部長 農林部所管の主要施策について、ご説明申し上げます。

同じ資料「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の1ページ、経済の活性化[産業構造の改革]の2意欲ある企業・起業家への重点支援、(2) 国内外への販路開拓支援です。

新規事業の海外マーケットリサーチ事業では、東アジアへの県産材の販路開拓について検討するため、海外のマーケットで市場調査を実施してまいります。

2ページの経済の活性化[観光の振興]、9南部・東部の観光振興の新規事業のポスト「全国豊かな海づくり大会」イベント開催事業では、昨年度に実施した第34回全国豊かな海づくり大会~やまと~の理念を継承していくため、山と川の恵みに感謝する心を育むイベントを開催してまいります。

3ページの経済活性化[農林業の振興]、1鳥獣被害対策の推進ですが、新規事業のニホンジカ適正管理事業では、ニホンジカを適正な生息数に導くための捕獲計画を策定し、捕獲を実施してまいります。新規事業の捕獲新技術導入推進事業では、捕獲による被害防除の強化を図るため、より効果的な捕獲装置の導入を進めてまいります。新規事業の射撃訓練施設調査検討事業では、鳥獣被害対策のための射撃訓練施設について、環境対策を初めとした諸課題を整理するため、調査を行ってまいります。

その他、記載のとおり各種事業を実施し、鳥獣被害対策を推進してまいります。

2 林業の振興の(1) 販路拡大に向けた取組戦略、イ建築物への県産材利用の拡大ですが、新規事業の(仮称) 奈良の木大学開講事業では、建築を学ぶ学生を対象にし、県産材の魅力や特徴、歴史的な木造建築技術などの講義を行う奈良の木大学を開講します。 5ページのウくらしの道具・家具・土産物等への県産材利用の推進です。

新規事業の奈良の木づかい研究事業では、県産杉材を用いた楽器の開発など、県産材の特色を生かした木材利用の促進や、新たな用途への活用に資する研究を行ってまいります。

工県産材の販路開拓・流通拡大支援、新規事業の奈良の木ツーリズム推進事業では、 奈良の木の伐採・製材工場見学などのツアーを開催するほか、奈良らしい森林ツーリズム検討会議を開催し、森林セラピーの効果検証などを行ってまいります。新規事業の木材産業競争力強化事業では、県産材需要調整会議の設置などにより、県産材の需要コーディネート機能の構築を図るとともに、山から搬出される全ての木材の流通拡大のため の支援や、乾燥技術研修会などの開催を行ってまいります。

(2) 県産材の安定供給のイ「木材生産林」の整備推進です。

新規事業の施業提案体制整備事業では、森林所有者の意欲低下のために、木材生産が行われていない地域において、儲かる林業の施業プランを提案するとともに、意欲ある素材生産業者とのマッチングを行ってまいります。新規事業の未利用間伐材利用促進対策事業では、未利用間伐材を含めた県産材の安定供給などを目的として、間伐や集材に係る経費に対して補助を行ってまいります。新規事業の原木しいたけ競争力強化対策事業では、原木しいたけの競争力強化に必要な生産資材の導入に対して支援を行ってまいります。

19ページ、効率的・効果的な基盤整備の農林業生産基盤整備の推進ですが、林業生産基盤の整備として、林道整備事業のほか、20ページにかけての記載のとおり、治山事業や災害復旧事業を進めてまいります。

以上が農林部所管の主要事業の概要です。よろしくお願いします。

O加藤県土マネジメント部長 「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」で県土マネジメント部の今年度の主要施策をご説明します。

12ページからが南部地域・東部地域の振興ですが、県土マネジメント部については、まず14ページです。

1訪れてみたくなる地域づくりの(3)訪れてもらう、体験してもらう、五條新宮道路の整備推進ですが、この事業では国道168号辻堂バイパス、川津道路、阪本工区の事業推進に要する経費となっております。川津道路については、今年度内の完成、辻堂バイパスについては、今年度内の部分供用、そして平成29年度の完成に向けて工事を進めてまいります。阪本工区については、早期にトンネル工事に着手できるよう、詳細設計等を進めてまいります。

また、直轄道路事業費負担金ですが、平成28年度に御所南インターチェンジから五條北インターチェンジまでの間の供用が予定されている京奈和自動車道、また国道168号の権限代行事業である十津川道路、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、あるいは今年度供用が予定されている国道169号の権限代行事業である奥瀞道路II期といった直轄の国道事業への負担金となっております。

また、災害に強い道路ネットワークの整備推進ですが、これは県が管理している国道、

県道の整備に要する経費でございまして、国道169号の高取バイパス、国道309号の丹生バイパスといった事業の用地取得、工事の促進を図ってまいります。

15ページの奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業では、従来行っていた路線バスの運行に加えて、今年度から新たに市町村が連携して取り組む広域コミュニティーバスの運行についても補助を拡大をしてまいります。

16ページの2住み続けられる地域づくり、(2)暮らしやすくするの安心して暮らせる地域公共交通確保事業では、市町村が行うまちづくりと一体となった公共交通のあり方の検討や、実証運行に対して補助を行ってまいります。

(3) いざというときに備えるの陸上自衛隊駐屯地関連道路調査では、陸上自衛隊の ヘリポートの位置が決まってきましたら、そのアクセス道路のルートの検討に着手して まいりたいと考えております。

道路施設維持修繕費は、記載の県道における仮設の迂回路の設置や、あるいは地すべりの兆候がある斜面の監視、冬期間の通行確保といったものに要する経費となっております。

17ページの道路施設老朽化対策事業(南部・東部)では、橋りょうやトンネル等の修繕、補修といった工事を実施します。

橋りょう耐震補強事業(南部東部)では、緊急輸送道路における橋りょうの耐震補強 を進めます。

道路災害防除事業(南部東部)では、道路のり面の崩壊対策や落石対策といった工事 を進めます。

道路施設点検・診断事業(南部東部)では、5年に1度の点検が義務づけられた、橋 りょうなどの道路施設の定期点検を実施をします。

河川、砂防の関係では、直轄河川事業費負担金(南部・東部)は、国土交通省紀伊山 地砂防事務所が実施している、紀伊半島大水害による天然ダムや深層崩壊といったもの の対策工事、記載の6カ所ですけれども、これらの工事への負担金です。

南部東部地域河川改良事業では、紀の川ほか9河川において、河道の掘削や護岸の整備といった河川の改良を進めます。

新宮川水系堆積土砂処分推進事業では、神納川、上湯川の堆積土砂の撤去等を進めます。また、神納川については、関係機関と協力して土砂の供給源対策や、あるいは新たな土捨て場の確保についても検討を進めます。

通常砂防事業(南部・東部)は、砂防堰堤等、砂防設備の整備に要する経費です。補助事業9カ所、県単独事業2カ所で事業を進めます。

地すべり対策事業(南部・東部)は、水を抜くための井戸やアンカー工等、地すべり 防止施設の整備に要する経費ですけれども、補助事業3カ所、県単独事業3カ所で事業 を進めます。

18ページの急傾斜地崩壊対策事業(南部・東部)ですが、擁壁工、のり面工や急傾斜地の崩壊から人家等を守るといった工事に要する経費です。全て補助事業となり、1 1カ所で事業を進めます。

以上が県土マネジメント部所管の平成27年度主要施策の概要です。よろしくお願いします。

**〇国中委員長** 次に、6月定例県議会提出予定議案について、南部東部振興監、農林部長、県土マネジメント部長の順に説明願います。

**〇辻本南部東部振興監** 6月定例県議会提出予定議案の説明をします。

議案全体については、資料「6月定例県議会提出予定議案の概要」に記載されておりますが、そのうちのV報告の平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告等繰越の報告の説明をします。資料「平成27年6月南部・東部地域振興対策特別委員会資料、平成26年度一般会計予算繰越計算書」の1ページ、南部・東部振興に係る繰越明許費です。

スポーツ・文化活動による交流促進事業の2,224万1,000円、移住促進事業の5,964万円、南部・東部地域での特色あるイベント開催事業の917万1,000円、路線バスを活用した南部・東部地域への誘客促進事業の3,000万円、この4事業については、国の補正予算に対応するもので、2月補正予算でお認めいただいたものを繰り越したものです。

うだ・アニマルパーク周辺環境整備事業については、うだ・アニマルパーク周辺道路 の渋滞や駐車場不足の解消を図るため、宇陀市が実施する道路拡幅や駐車場整備に対し て補助を行うものですが、事業主体である宇陀市におて、当該工事における移転物件の 代替地選定等に不測の日数を要したため、これに係る県負担分について、1,715万 2,000円を繰り越したものです。

以上です。よろしくお願いします。

○福谷農林部長 農林部に係る6月定例県議会提出予定議案について、ご説明申し上げ

ます。

資料「6月定例県議会提出予定議案の概要」の5ページ、3農林業の振興です。

新規事業の県産材海外販路拡大事業では、海外で開催される大規模な見本市において、 県産材のPRを行う事業者に対する支援を行うため、460万円の補正をお願いするも のです。

その下の財源更正ですが、国庫の認証減に伴い建築物木造木質化推進事業の財源について、国庫支出金から森林整備加速化・林業再生基金繰入金へ更正をお願いするものです。

続いて、奈良県林業・木材産業振興プランの策定についてご説明します。

お手元に資料1から資料3を準備しておりますが、プラン(案)である資料1はボリュームも多いことから、資料2「「奈良県林業・木材産業振興プラン」(案)の概要」で説明します。前回の2月議会から委員が入れかわりましたので、初めにプランの策定の背景及び経緯について説明します。

ご承知のように、県では本県の経済や雇用に大きな効果をもたらすと考えられる9つの分野において、産業興しの取り組みを進めております。林業、木材産業もその1つに位置づけております。林業、木材産業については、平成22年度に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を制定しました。各般の取り組みを進めておりますが、これをさらに強化、加速するため、このたび奈良県林業・木材産業振興プランを策定することとしました。

策定に当たり、関係機関や外部有識者に参画していただいた奈良の木利用拡大検討委員会を、平成26年7月に設置し、現状の分析、課題整理、取り組みの方向性や具体の取り組みの内容について検討し、取りまとめたものです。

同プランは2月の政策検討会議で概要の説明し、各委員からいただいた意見を、資料3のとおり反映をさせて取りまとめたものです。また、5月27日に2回目の政策検討会議を開催し、ご意見をいただいたところです。そのとき、各委員からは、生産額の目標設定ができないか、また中間的な目標設定を行い、PDCAサイクルでフォローアップしてもらいたい、県が商社的な役割を果たすのは大変なことだが、頑張ってやってほしい、また、適宜修正を行う柔軟性を持ったプランにするべきというご意見をいただきました。これらのご意見を受け設定が難しい目標もありますが、プランを実行していく中で進捗管理を行い、中間報告を行うことや、県がしっかりと商社的役割を行うこと、

継続的に関係者の意見を聞き、必要に応じて修正もしたいと考えております。

それでは、資料2「「奈良県林業・木材産業振興プラン」(案)の概要」の1ページ、1プラン策定の主旨については、現状と課題を整理しております。林業の現状は、高級建築材の需要減少、材価の下落傾向が続き、森林の成長量は毎年105万立方メートルに達しておりますが、利用は15万立方メートルしかない状況です。課題として、高級材だけに頼るのではなく、合板や木質チップも含めた多用途に供給できる林業への転換が必要となっております。木材産業の現状は、製材用の需要が全体の98%を占め、製材工場数もピーク時の38%に減少、小規模工場が多い構造となっております。課題として、集成材の部分や合板用材、チップ用材など、幅広い受け皿の確保が必要です。

プランの策定・実行に当たって、林業・木材産業の振興を図るには、川上、川中、川下の関係者が、同じ認識のもと、同一の目標に向かって取り組む必要があるため、目指すべき目標を明確にすること、目標達成に向けて、川上から川中、川下まで、現状分析と課題整理に基づき、効果的な取り組みを位置づけること、計画期間は平成27年度から平成32年度までの6年間とし、目標を明確にすることとしております。

2目標の設定と目指す姿の(1)政策目標の設定については、川上側では高級材を選んで出す林業から、A・B・C材全てを搬出して多用途に供給する林業への転換、川中側では、A・B・C材それぞれの受け皿として競争力ある木材産業の構築、川下側では、県産材製品の流通拡大の実現を目指します。数値目標として、県産材生産量(素材ベース)を平成25年は14万8,000立方メートルでしたが、平成32年には25万立方メートルまで増産したいと考えております。(2)目指す姿として、川上、川中、川下それぞれが目指す姿を模式的に表現しております。吹き出しに記載しているように、川上では、効率的な出材方法により、素材生産活動が活発に行われ、伐る、使う、植えるという森林のサイクルがうまく循環し、県南部・東部地域などで雇用が創出される。また、川中では県産材の幅広い受け皿が整備され、競争力のある県産材の製材、加工、流通ルートが確保されている。川下では、県産材製品が幅広く流通し多く使われる、プランド力が広く浸透しているという姿を目指していこうとしているものです。

2ページ、課題解決に向けた、各般の取り組みについては、川上(山側)、川中(製材・加工・流通)川下(マーケット)のそれぞれにおいて、明確な方針を立て、具体の取り組みを進めます。川上では、森林施業の拡大として、第1種木材生産林での生産量拡大や、もうかる森林を洗い出し、森林所有者の方へ提案し、素材生産を促進する施策

に取り組みたいと考えております。これを進めるための生産基盤の整備や担い手の確保、育成に取り組みます。川中のA材、建築用材では、大口取引を担っている少品目低コスト型の大規模製材工場と川上側との安定取引の実現、素材生産から製材、加工、流通、建築、販売促進を一貫体制で行う、低コストで安心できる産直住宅の取り組みを広げていきます。B材、集成材ラミナ、合板用材では、ラミナ用原木の安定流通体制を構築し、県産材集成材製品の増産を図っていきます。C材、パルプ・チップ用材については、木質バイオマス発電所への原木供給状況を把握し、必要に応じて、指導、助言を行っていきたいと考えております。また、A・B・C材全ての用材において、ユーザーニーズを踏まえた新商品の開発など、製品化等の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

川下の取り組みとして、県産材のブランド力向上、首都圏や海外での販路開拓、建築物での県産材利用の拡大、建築物以外での県産材利用の拡大、木質バイオマスエネルギーの利用拡大を進めていきます。川下・川中・川上をつなぐ取り組みとして、木材の需要調整を行う木材需要コーディネート機能の構築を進め、安心で信頼できる県産材製品の供給、多くの人に奈良の森林への理解を深め、木材を利用してもらう奈良の木ツーリズムなどの取り組みを進めてまいります。これらの具体の取り組みを着実に進め、政策目標の実現を図ってまいります。

以上が、新たに作成するプラン案の概要になります。

なお、このプランにつきましては、5月8日から6月3日の期間で、パブリックコメントによる意見聴取を行い、20件の意見が寄せられました。寄せられた意見は、既にプランに盛り込まれていることのほか、施策を具体的に実行していく中で、参考にさせていただくものでしたので、パブリックコメントによるプラン案の変更はございません。また、奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例に基づき、本6月議会での上程を予定しております。

以上で、奈良県林業・木材産業振興プラン(案)の説明を終わります。

続いて、平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について、ご説明します。 農林部所管の繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。資料「平成27年 6月南部・東部地域振興対策特別委員会資料、平成26年度一般会計予算繰越計算書」 の2ページ、款農林水産業費、項林業費ですが、奈良県木材生産推進事業から鳥獣被害 防除事業までの計14事業で繰越額は、合計16億4,239万円余となっております。 主な繰越理由は、国の補正予算に対応するため、昨年度の2月補正予算に計上したこと によるもののほか、地元調整などに不測の日数を要したことに伴う事業主体の事業のお くれ等によるものです。

3ページの款災害復旧費、項農林水産施設災害復旧費ですが、林道災害復旧事業において、3億3,104万円余の繰越額となっております。主な繰越理由は、工事の施工に伴う工事用資材等の運搬路の通行に当たり、地元調整に不測の日数を要したことなどによる事業主体の事業のおくれによるものです。

続いて、農林部所管の事故繰越計算書について説明します。

4ページの款農林水産業費、項林業費ですが、昨年度の台風18号の豪雨の影響により山腹崩壊が発生し、工事箇所へ車両通行が不可能となり、工事を一時中断したため、治山事業において7,033万円余の繰越額となっております。また、款災害復旧費、項農林水産施設災害復旧費においても、豪雨の影響による山腹崩壊などのため、工事箇所へ車両通行が不可能となり、事業主体の事業におくれが生じ、林道災害復旧事業において1,053万円余の繰越額となっております。

林業関係全体の繰越額は20億円余ですが、そのうち、国の補正予算に対応する等の ため、昨年度の2月補正予算に計上したものが約12億円であり、差し引き8億円余と、 昨年度の11億円から減少しております。

繰越事業については、今後とも関係機関や地元とも調整を図りつつ、事業の早期完了 に努めてまいりたいと考えております。

続いて、公益財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告についてご説明します。 公益財団法人奈良県林業基金の「平成26年度業務報告書」の1ページ、平成26年度 事業報告、I.事業実施報告です。当基金は、基金造林事業により、森林整備、木材生 産機能の拡充はもとより、水資源の涵養、自然環境の保全など、森林の多面的、公益的 機能の発揮、就業機会の確保、林業労働力の育成、確保に努めてきたところです。しか しながら、林業を取り巻く情勢は依然厳しく、木材価格が低迷しているため、長期の収 支見込みは大幅な赤字が予想されます。そのため、奈良県林業基金経営改善検討会を開 催し、検討を重ねてきた結果を受けて、その後の理事会において、速やかな債務整理を 進め、平成28年度末をもって解散する方針が議決され、その手段として民事再生の手 続を行うことになりました。今後、従来の林業労働力対策関係事業等を実施しつつ、関 係者の皆様との協議を行い、解散に向けた手続を進めてまいります。

2ページのⅡ. 事業の概要です。1、林業労働後継者育成事業ですが、記載の4つの

事業、具体には労働者への研修、助言、指導事業等を実施しております。

3ページの2、森林整備事業ですが、(1)基金造林事業においては、継続事業について、1経営区で保育間伐等の保育を1ヘクタール実施しました。また、解散に向けた森林データ整備などの事業も実施しました。

以下、4ページまで記載のとおり事業を実施しております。

6ページの財務報告ですが、貸借対照表と収支計算書でご説明します。

まず6ページの貸借対照表ですが、資産合計は109億574万円余、負債合計は105億523万円余です。

正味財産合計は、4億51万円余となっております。

18ページは、損益ベースの収支計算書です。

正味財産期末残高は、前年度4億2,179万円余に対して、2,128万円余減の、 当年度4億51万円余となっております。

以上で、業務報告書の説明を終わります。続いて、平成27年度事業計画書の説明をいたします。

公益財団法人奈良県林業基金の「平成27年度事業計画書」の1ページをお願いします。平成27年度については、林業労働力対策の関連事業は引き続き実施しますが、解散に向けての法的整理を進めるため、基金造林事業を休止し、収益の見込めない経営区の整理に伴う土地所有者との交渉などを重点的に実施してまいります。

2ページのⅡ.事業計画の概要、1、林道労働後継者育成事業ですが、(1)基幹的 林業労働後継者育成事業については、前年度に引き続き林業労働者の福利厚生に要する 経費や、技能知識を習得させるため必要な経費を林業事業体に助成します。

3ページ、2、森林整備事業の(1)基金造林事業については、基金造林事業に伴う 債務について法的整理を進めるために必要な事務や、契約者への説明及び契約変更事務 などを実施します。

平成27年度の収支計算は、6ページの収支予算書で説明します。経常収益は、4,310万円余、経常費用は9,665万円余です。

正味財産期末残高は、3億4,836万円余です。

公社等の経営状況の報告については、以上です。

続いて、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について、そのう ち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例 の説明をします。

資料「南部・東部地域振興対策特別委員会資料(条例)」の1ページ、平成26年5月の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、同法の題名に管理という文言が加わり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正されました。それに伴って、奈良県手数料条例、奈良県税条例、奈良県自然環境保全条例及び奈良県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例において、当該法律を引用する条文の整備を行う必要が出てまいりました。法律の改正に伴い、当該法令の条項を引用する条文の整備を行うことは、知事の専決事項であることから、平成27年3月に知事の専決処分でこれらの条例改正を行い、同年5月29日から施行されているところです。いずれの条例も、条文中に引用された当該法律の題名を改正したものです。公布した条例は2ページに、新旧対照表は3ページから7ページに記載のとおりです。この条例については、地方自治法第180条第2項の規定により、6月議会で知事から専決処分の報告を行う予定ですので、よろしくお願いします。

以上が農林部所管の提出予定議案です。ご審議よろしくお願いします。

**〇加藤県土マネジメント部長** 県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出予定議案 について、ご説明します。

資料「6月定例県議会提出予定議案の概要」の10ページ、まず一般会計の補正予算 からご説明します。

14南部地域・東部地域の振興、災害に強い道路ネットワーク整備推進は、県管理の 国道、県道の整備に要する経費ですけれども、国道169号高取バイパスの工事の促進、 国道309号丹生バイパスの平成28年度の供用に向けた工事の促進等を図るほか、一 般県道赤滝五條線の黒滝村寺戸、主要地方道高野天川線の天川村山西、この2カ所にお いて新たに事業に着手します。

道路改良等基礎調査(南部・東部)ですけれども、国道169号新伯母峯トンネル、 国道168号新天辻トンネルについて、調査に要する経費です。

道路舗装補修事業(南部・東部)は、国道165号ほか19路線の舗装の補修に要する経費です。

道路災害防除事業(南部・東部)は、道路ののり面の崩壊対策あるいは落石対策に要する経費ですが、当初予算に計上した箇所に加え、記載の路線においても対策の実施をするものです。

南部東部地域河川改良事業は、護岸の整備あるいは河道の掘削等、河川の改良に要する経費ですけれども、当初予算に計上した箇所に加えて、記載の河川において県の単独 事業ですが、追加するものです。

通常砂防事業(南部・東部)は、砂防堰堤等砂防設備の整備に要する経費ですが、当 初予算に計上した箇所に加えて、記載の地区においても対策の実施をするものです。

地すべり対策事業(南部・東部)は、集水の井戸、あるいはアンカー工等、地すべり 防止施設の整備に要する経費ですけれども、当初予算に計上した箇所に加えて、記載の 地区において、これは県単独事業ですが、事業追加をするものです。

急傾斜地崩壊対策事業(南部・東部)は、擁壁工あるいはのり面工、急傾斜地の崩壊から人家等を守るための工事に要する経費ですけれども、当初予算に計上した箇所に加えて、新規箇所として宇陀市萩原地区ほか6カ所を含め、記載の地区において対策の実施をするものです。

なお、災害に強い道路ネットワークの整備推進、道路災害防除事業(南部・東部)、 通常砂防事業(南部・東部)については、金額欄に債務負担行為(28)と記載がありま すが、それぞれここに記載している平成28年度の債務負担行為をあわせてお願いをし ております。

16ページの債務負担行為補正ですが、今ご説明したように、平成28年度の債務負担行為をお願いするものです。道路改良事業にかかる契約の内数、それから災害防除事業にかかる契約、砂防事業にかかる契約、これらが南部地域・東部地域に係る債務負担行為です。

次に、23ページ、Ⅲ契約等の1市町村負担金の徴収についてです。急傾斜地崩壊対 策事業は地方財政法第27条に基づいて、今年度施工する急傾斜地の事業について、利 益を受ける記載の市町村にその費用の一部を負担していただくものです。

24ページの3道路整備事業にかかる請負契約の変更についてです。工事名は、一般 国道168号地域連携推進事業(国道改築)工事です。請負者は、株式会社ピーエス三 菱です。当該事業は、国道168号の辻堂バイパスにある新閉君橋のピーシーでの上部 工の工事です。工期は記載のとおり、ことしの8月14日となっており、現在、舗装を 除いて橋りょうは概成をしてきておりますが、今般、労務単価の上昇に対応するため、 記載のとおり契約額を変更するものです。

V報告の1平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。「平成

27年6月南部・東部地域振興対策特別委員会資料 平成26年度一般会計予算繰越計算書」の5ページと6ページが県土マネジメント部の内容になっております。説明は、資料「6月定例県議会提出予定議案の概要」の24ページでいたします。明許繰越全体で164件ありますが、このうちの21件、金額にすると154億974万円余、そして、事故繰越については、3件のうち1件、金額は4億4,580万円余が県土マネジメント部のものとなっております。昨年8月の台風18号による被災、あるいは地元調整、用地交渉の難航等が主な理由です。今後の執行については、部局一丸となって、計画的かつ着実な執行、進捗管理に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いします。

以上が県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出予定議案の概要です。よろしく お願いします。

**〇国中委員長** 次に、農林部長から奈良県林業基金の解散及び債務整理について報告したいとの申し出がありましたので、説明願います。

**〇福谷農林部長** 「(公益財団法人) 奈良県林業基金の解散及び債務整理について」の 資料をお願いします。

奈良県林業基金の解散及び整理について説明します。ご承知のように、奈良県林業基金は、平成26年度末で、先ほどご説明したとおり、約105億円の累積債務を抱えており、低迷する現代の木材価格では、将来得られる木材収入や今後増加する債務を償還することは困難な見込みとなっております。このような状況の中、資料に記載のとおり、平成26年5月に開催された奈良県林業基金の理事会で、平成28年度末に解散することが議決され、平成27年3月に開催された同理事会では、民事再生手続開始の申し立てを行うことについて議決されたところです。これを受けて、奈良県林業基金は、去る5月25日、奈良地方裁判所に対し、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申し立てを行いました。今後、平成27年度中に債務整理を行った上で、平成28年度末に解散することを予定しております。県はこれまでから、奈良県林業基金に対し造林等に要する経費を貸し付けするとともに、奈良県林業基金の日本政策金融公庫からの借入金に対して、損失補償契約の締結をしております。今後、奈良県林業基金の債務整理に関して、県貸付金の債権放棄及び日本政策金融公庫に対する損失補償を行う必要があり、これらについて裁判所での手続が順調に進めば、9月開催の定例県議会で議案を提出させていただきたいと考えております。奈良県林業基金が土地所有者と締結している分収造林契

約については、裁判所による再生計画の認可決定確定後、契約の相手方と協議した上で 対応を整理する予定となっております。

以上が農林部の報告事項となります。よろしくご審議をお願いします。

**〇国中委員長** ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めて、質疑があれば発言願います。

○太田委員 1点、質問します。南部・東部地域では、とりわけ人口の減少や高齢化が 進む中で、本当に住民の皆さんが安心して暮らすことのできる環境というのは、喫緊の 課題になっていると思います。

そうした中で、にぎわいが失われて日常の買い物などの生活に支障が出るということで、また、そのことが人口の減少につながっていくのではないかと思っているのですが、この間、奈良県が幾つかの市町村とまちづくり包括協定を結ぶ取り組みが進められたということで、この南部・東部地域では、五條市がその包括協定を結んだとお聞きしておりますが、具体的にこの包括協定を結ぶことによって、どのような取り組みが進められるのか、お伺いしたいと思います。

**〇本村地域デザイン推進課長** ただいま、五條市とのまちづくり包括協定についてご質問がありました。

五條市とのまちづくり包括協定については、ことしの2月20日締結しております。 その包括協定の中には、五條病院周辺地区、それから五條中心市街地地区の2地区でま ちづくりを検討するとなっております。

まず、五條病院周辺地区ですが、こちらについては、県南和地域の病院再編に伴い、 平成29年にリニューアルオープンする五條病院を中心に、健康で安心して暮らせるよ うなまちづくりを目指していくとなっております。

続いて、五條中心市街地地区ですが、こちらについては、五條市への来訪者に十分なおもてなしができるように、ターミナル機能や案内誘導機能の充実を図るとともに、 人々が交流できるようなにぎわい空間や公共サービスを享受できる都市空間の創出を目指してまいりたいと考えております。

現在、県と五條市によるプロジェクト会議を定期的に開催しております。先ほど申し上げた2地区とも、今年度中の基本構想策定を目指して議論を進めているところです。 以上です。

**〇太田委員** この五條市とのまちづくり包括協定締結までに、天理市や、あるいは大和

郡山市、桜井市、奈良市とこのような形で包括協定が結ばれているとお聞きしており、 その中に五條市が入っておられるということです。とりわけ本当にまちづくり、まちの にぎわいという点では、南部・東部地域というのは大変いろいろ大きい課題を抱えてい ると思うのですが、この包括協定を結ぶに当たって、何か基準を設けて、今言ったよう な天理市や大和郡山市、桜井市などと結んでいらっしゃるのか、本来であればいろいろ なところで結ばれるのが望ましいと思うのですけれども、この包括協定を結ぶに当たっ てはどういう線引きをされていらっしゃるのでしょうか。

**〇本村地域デザイン推進課長** まちづくり包括協定の締結に当たって、何か基準がある のかどうかということだと思います。

明確な基準は特にないのですが、まちづくりに熱心でやる気があって、考え方が県の 方針と合致しているかどうかというところで締結をさせていただいているところです。

今まで締結してきた、全部で6市ありますけれども、こういったところは、こういう 内容でということでご相談を受けて調整をして、最終的に締結をしてきたという状況で すので、決してこの6市に限ってということではありません。それ以外の市町村から相 談も今受けているところも現にありますので、そういったところと調整しながら、先ほ ど申し上げた方針が合致しているかどうかや、そのようなところで話をさせていただき ながら、中では締結に至るものもあるかと考えておるところです。以上です。

○太田委員 それぞれの市町村との方針、その部分で合致するかどうか、これが1つの 基準だというお話でした。やはり大事なのは、それぞれの地域に住む住民が安心して暮 らすことができているかどうか、この点も大いに検討の一つの事項にしていただいて、 とりわけ南部・東部という地域の中でもこうした包括協定が進められるように要望して おきます。以上です。

○**岡委員** 1問だけ質問します。先ほど農林部から奈良県林業・木材産業振興プランを 説明いただきましたけれども、実は私、先週の月曜日に十津川村に行き、村長以下、関 係者と幅広く懇談させてもらい、また、十津川村で建設中の林道について、現場に行っ て、雨の中大変でしたけれども、ずぶぬれになりながら現場を見てまいりました。そし てまた、木工をやっていらっしゃる工場も見てきました。

一連の視察をした中で1つ思うことは、同じ奈良県産材という言葉でまとめておりますけども、これから、特に十津川という地域性を考えると、非常にコストの高い林業になるわけです。ということは、出すのが非常にコストがかかるいうこともありますし、

それからもう一つ考えなければならない背景は、十津川というのはほとんど平地がありませんので、林業で産業を興すしかないということだと思うのです。今、くしくも村長は、国のほうから農林の職員を1人派遣いただいて、一生懸命知恵袋として取り組んでいらっしゃる、その姿もるる聞かせてもらいましたけれども、結論的に言いますと、十津川村の杉やヒノキを、これから全国に発信するという中で、私は十津川杉とか十津川産材というもの、十津川というブランドをもっと県としても前に出すような取り組みをやるべきではないかと。一くくりにして吉野杉や奈良県産材などという感じで、今まで対外的には説明されていたように思うのですが、十津川というブランドが私は非常に有効なブランドではないかと思うし、逆に付加価値を高めないと十津川村では奈良県の他の地域よりも林業が大変厳しいわけです。しかも、今申し上げたように、林業に頼るしかないという切迫した土地柄でもあるので、その辺、県の農林部では今後のあり方についてどう考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○中村奈良の木ブランド課長 十津川村の取り組みですけれども、産直住宅などはほかの市町村と比べて、以前から進んでおられます。県産材においては、吉野杉、それから吉野ヒノキとかいうのもあります。奈良の木という1つのくくりで今は表現をしておりますが、今後、十津川材としても1つの銘を打って、今後、販路開拓の中でも進めていきたいと考えておりますので、今後、いろいろ推進会議を行う中で検討していきたいと思っております。以上です。

○岡委員 早速前向きなご答弁ありがとうございました。現場では、それがなかなか県としてもご理解がまだ十分いただけないようなことをおっしゃっていまして、何とか県としても同じ方向を向いて仕事をしていけたらありがたいと。今のご答弁大変私もうれしく思いますので、ぜひ、私は何も奈良県の木材、十津川だけとは言いませんけれども、十津川は、これしかないという土地柄です。何とか林業で村民の方々が、過疎化も防ぎ、食べていけるような政策をひとつしっかりとお願いしたいと思います。以上です。

**〇田中副委員長** 1つは、獣害対策で、フェンスが宇陀で随分と進み環境としては随分 とよくなったという評価をいただいております。

ただ、鹿が道路を走るのです、イノシシも道路を走る。それで、乗用車を後ろから追いかけて鹿と競争して走るといういう状況が最近特に話として伺うようになりました。 これは前にも申し上げたのですけれども、動物が人間を恐れなくなったと。また、人間の食べているものはおいしいですから、どうしても夏場に道路を走るような状況に至っ ているわけでして、これは何とかやはり考えないといけないという中で、捕獲も必要だけれども、射殺して頭数削減のことを徹底してやってもらいたいという要望に変わりつつあるように思うのです。そのときに出る話は、禁猟期がありますとか、それから、どこへ撃ったらダメとかという鉄砲の取り扱いについての話題というのが絶えず出てくるのです。これは農林部の担当ではないので、私は知らないと言わないで、そこは何かいい方法はないのか、もっと全国的な問題かもしれませんけれども、銃の規制云々についての研究をしていただきたいということを問題提起として指摘しておきたいと思います。

もう一つ、きょうの説明を伺って、お尋ねしてみたくなった点ですけれども、奈良県林業基金の業務報告書です。22ページの谷川公認会計士の監査報告書を拝見しますと、意見の根拠の一番下の行ですけれども、資産は104億7,200万円だけれど、現在の木材価格をもとに計算すると1億4,100万円とものすごい差があるということなのです。それで、これは多分担当の方も、毎年わかっていたけれども、会計評価の基準は、我々のやっていることは正しいよねと。だから、我々には責任はないということの結果の、ずっと今日まで10年も20年も30年も続いてきた結果が、最後の最後になってこういう評価ではないかと思うんです。損益計算でこうやってやる以上は、きちんとした評価を林業基金だけではなしに、いろいろなところで、県内の財産にかかわるような、こういう県のかかわる法人のところでは、きちんとやっていったほうがいいのではないかと思いますので、監査人のこういう評価についてのコメントがもしあればそれだけ、ふれた部分は意見の根拠というところですけれども、何か担当の方のこれに対するコメントがあればお聞かせいただきたいと思います。

## ○熊澤林業振興課長 ただいまの委員のご質問は、林業基金の評価についてです。

林業基金の評価はほかの評価と若干違っており、森林整備公社の会計基準によって行っております。その全国の森林整備法人では、いわゆる投資した金額を資産として上げております。それは、木材の生育期間が余りにも長い。通常の工場で製品をつくるときには製品ができて初めて商品として資産となるのですけれども、木材の場合はそれが60年や70年などになると。そうなると、それまでは投資した金額が資産となると。奈良県林業基金については、設立して30年ということで、まだ木が30年ぐらいですので、製品とはならないということで、全国の森林整備法人がつくっている会計基準に基づいてこのような評価をしました。ただし、今回のように基金を解散するということになりますと、この公認会計士のおっしゃる現実に合った評価をすべきというのは、それ

はそれで正しいと思っております。以上です。

**〇国中委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。